

国地契第 109 号
国官技第 313 号
国営計第 180 号
平成 15 年 3 月 14 日

最終改正 令和 5 年 12 月 27 日 国官会第 19132 号
国官技第 273 号
国営計第 129 号
国営整第 155 号
国北予第 14 号

各地方整備局 総務部長
企画部長 殿
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」における受注者側技術者の増員について

今般、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成 15 年 2 月 10 日付け国官総第 598 号、国官会第 2220 号、国地契第 83 号、国官技第 289 号、国営計第 157 号、国総入企第 47 号。以下「通達」という。）を定めたところであるが、通達記第 2 の「1. 受注者側技術者の増員」について、下記のとおり定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1. 入札参加者への周知

通達記第 2 の 1 の規定に該当する場合には監理技術者とは別に専任で同等の要件を満たす技術者（以下、本通達において「技術者」という。）の配置を求める旨及び技術者について監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知する旨を、別紙の標準記載例に基づき、次に掲げる文書に明記することにより周知するものとする。

- イ) 一般競争入札にあつては入札公告及び入札説明書
- ロ) 指名競争入札にあつては指名通知

- ハ) 工事希望型指名競争入札にあっては技術資料の提出を求める際に送付する資料
ニ) 現場説明事項

2. 技術者の要件及び職務

技術者の資格は、同種工事の経験を除き、監理技術者と同一の資格とする。

なお、技術者は施工中、監理技術者を補助し、建設業法第 26 条の 3 に規定する監理技術者の職務と同様の職務を行うものとする。

3. 技術者の氏名などの通知

調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合で、入札日から過去 2 年以内に完成した工事又は入札日時点で施工中の工事が通達記第 2 の 1 の①から④のいずれかの要件に該当する場合には、契約担当官等から契約の相手方に対し、技術者の氏名その他必要な事項の書面による通知を求めることとする。

附 則

- 1 この通達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(標準記載例)

標準入札公告の記載例

4 その他

- (6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照)。

標準入札説明書の記載例

19. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が〇〇地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(6)に定める要件と同一の要件(4(6)②に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

指名通知の記載例

その他

- (3) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者の配置を求めることがある(現場説明事項参照)。

技術資料の提出を求める際に送付する資料(工事希望型指名競争入札)の記載例

1 工事の概要

- (9) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者の配置を求めることが

ある

(3. 技術資料の提出を求める対象者に関する事項参照。)

3. 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

(10) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の相手方が〇〇地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同じの資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

現場説明事項の記載例

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の相手方が〇〇地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同じの資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。